

全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055

○〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町12-4 建設国保会館

CONTENTS

トータルサポートプラン	中途加入隨時受付け中……①
持続化給付金申請	来年1月15日まで……②③
公的支援制度活用事業……④	建設キャリアアップ今後の流れ……⑤
建設キャリアアップ今後の流れ……⑤	石綿則一部改正来年4月施行……⑥⑦
インボイス制度について……⑧	

中途加入隨時受付け中！ 全中連トータルサポートプラン

工事現場における総合的な補償制度である「全中連トータルサポートプラン」は、建設28業種（解体業を除く）を広くカバーしています。サポートの特徴は、①スケールメリットを生かした割安な保険料②第三者賠償補償・工事補償・傷害補償（労災リスク）の中から必要な補償を選択できる③簡単な加入手続きで保険期間中に施工している工事を包括して補償する④引渡し後のリスクもカバーする⑤経審（W1）で15ポイント加点（傷害補償・事業者用プラン）⑥いつでも加入できる（毎月10日締切り）等となっています。

なかでも第三者賠償補償は、オプションとしてリース・レンタル財物損壊補償も可能となっており、より幅の広いリスクカバーを実現しています。また傷害補償は事業者用プランと一人親方プランを揃えており、それぞれに多様な補償設定と利便性の高い補償制度となっています。

現在中途加入を隨時受付けておりますので、ご質問等ございましたら事務局（電話：03-5651-7301／担当：佐藤）までお問合せ下さい。

制度概要

■第三者賠償補償サポート

工事中の事故（資材が落下して通行人にケガをさせた。工作機械の操作を誤って近隣の壁を損壊した等）や、引渡し後の事故（配管の施工不良による水漏れで施主の家具が汚損した）、現場の資材置場に子供が立ち入りケガをした等について補償します。

- ① 1事故あたりの支給限度額は「1億円」と「3億円」の2コース。
- ② 「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動補償されます。
- ③ リース・レンタル財物及び生産物・仕事の目的物の損壊もオプション補償できます。

■工事補償サポート

建築工事、設備工事、土木工事における工事対象物に関わるさまざまな危険を幅広く補償します。
1年間のすべての工事をまとめて補償します（解体工事、浚渫工事を除く）。

■傷害補償サポート

補償の対象となる方（役員、個人事業主、正規従業員、臨時雇従業員、下請負人）が業務中にケガを被った場合に、支出する補償金や臨時に発生する費用に対して政府労災に関係なく支給します。

- ① 事業者用プラン：同居の親族以外の従業員を雇用している事業者が加入対象
※ 経営事項審査(W1)で15ポイント加点されます。
- ② 一人親方プラン：本人、または同居親族のみを従業員とする事業者が加入対象

申請はお済みですか 持続化給付金

申請期限は令和3年1月15日まで

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大により営業自粛等、その事業活動に大きな影響を受けている中小の法人や個人事業者に対して事業の「持続・継続」をサポートするための給付金で、一定の条件をクリアすれば給付が受けられます。給付額は、中小の法人で上限200万円、個人事業者は上限100万円、申請期限は来年の1月15日までとなっていますので、今後下記の給付条件が発生した場合は早期の申請をお勧めします。

2019年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業の継続意思がある中小の法人並びに個人事業者において、2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があることが給付の条件となっています。

また、2020年に創業した法人並びに個人事業者にも新規創業特例があり、2020年1月から3ヶ月の間に事業収入を得ており、かつ今後も事業を継続する意思があり、2020年4月以降、法人設立月又は開業月から3ヶ月の月平均の事業収入に比べ事業収入が50%以上減少した月があることが条件となっています。

申請方法は「持続化給付金」ホームページにアクセスして行う電子申請（オンライン申請）が基本ですが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方向けに「申請サポート会場」が開設されています。

この「申請サポート会場」では電子申請の入力を補助員がサポートしてくれるもので、その利用方法は事前に訪問予約（電話予約：0120-835-130、又はWEB予約：持続化給付金ホームページより）を行い、持続化給付金ホームページより「申請補助シート」を出力して必要事項を記入しておきます。訪問当日にこの「申請補助シート」と必要書類を持参して電子申請を行います。申請サポート会場の利用は完全予約制となっていますので、利用される場合はご注意ください。

持続化給付金よくある質問（経済産業省ホームページより）

●算出方法における売上とは？

確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を引いた利益ではありません。

●確定申告書（控え）に収受印がない場合は（中小法人等）？

税理士による押印及び署名がなされた月ごとの事業収入を証明する書類（書式自由）を提出します。

●確定申告書（控え）に収受印がない場合は（個人事業者等）？

代わりとして納税証明書を提出します。

●前年同月比の売上減少が50%に満たない場合は？

売上が50%減少未満にとどまる事業者についても、2020年1月～12月のいずれかの月において、前年同月と比較して売上が50%以上減少していれば対象となります。

●支給された給付金の使い方に制限はあるの？

用途は限定されていません。

●持続化給付金は課税の対象になるの？

持続化給付金は税務上益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されるのですが、損金（個人事業者の場合は、必要経費）の方が多ければ課税所得は生じず、結果、課税対象とはなりません。

持続化給付金の申請手続き方法

「申請」の前に準備!

1 まず、必要書類を揃えてください。

法人

- 確定申告書別表一の控え*(1枚)及び法人事業概況説明書の控え(2枚)計3枚(対象月の属する事業年度の直前の事業年度分)
*少なくとも確定申告書別表一の控えには收受日付印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。
- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)
- 法人名義の口座通帳の写し(法人の代表者名義も可)
※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

個人

● 青色申告の場合

2019年分の確定申告書第一表の控え*(1枚)と
所得税青色申告決算書の控え(2枚)計3枚
(2019年分の確定申告書第一表の控え1枚のみも可。ただし白色申告の場合と同様に
2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。)

白色申告の場合

2019年分の確定申告書第一表の控え*(1枚)計1枚
*少なくとも確定申告書第一表の控えには收受日付印(e-Taxの場合は受信通知)が必要です。

- 売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの(2020年〇月と明確な記載があるもの)

● 申請者本人名義の口座通帳の写し

※通帳の表面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー

● 本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書*)

*運転免許証、個人番号カード、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、
特別永住者証明書、外国人登録証明書など。
上記を保有していない場合は「住民票の写し及びパスポート」「住民票の写し及び各種健康保険証」の組合せで代替することができます。

2020年1~3月の間に新規創業した事業者

通常の提出書類に加えて、以下の書類が必要になります。

- 税理士が確認した毎月の収入を証明する書類
- 個人事業の開業・廃業等届出書または事業開始等申告書(個人)
履歴事項全部証明書(法人)

主たる収入を雑所得や給与所得で確定申告した個人事業者

通常の提出書類に加えて、以下の書類が必要になります。

- 収入が業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
 - ①業務委託等の契約書の写し 又は契約があったことを示す申立書
 - ②支払者が発行した支払調書 又は源泉徴収票
 - ③支払があったことを示す通帳の写し

※①~③の中からいずれか2点を提出(②の源泉徴収票の場合は、①との組み合わせ必須)
- 国民健康保険証の写し

詳しくは持続化給付金ホームページでご確認ください。

2 次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は

必要書類をスキャンして
パソコンに取り込んでください。
※形式は「PDF」「JPG」「PNG」のいずれかでお願いします。

スマホの場合は

必要書類を撮影して
写真をスマホに保存してください。

申請する際のご注意

事後的に申請内容に虚偽が明らかになった場合は返納を求めることがあります。虚偽内容が特に重大または悪質な場合には事業者名等を公表します。さらに特に悪質なものについては刑事告発等を行う可能性があることもありますのでご注意ください。

「申請」の操作はカンタン!

1 「持続化給付金」 ホームページにアクセス。

持続化給付金 検索 スマートフォンでもご利用可能です。

2 メールアドレスを入力し、 仮登録してください。

申請ボタンをクリック

メールアドレスを入力

仮登録が完了

3 確認メールから、本登録へ。

メールに記載のURLをクリック

ログインID・パスワードを登録

本登録が完了

4 マイページに各種情報を 入力してください。

法人または個人の 基本情報

売上額 ※入力すると申請金額を自動計算

口座情報 通帳の写しをアップロード

5 必要書類を添付してください。

確定申告書類の控え

売上減少となった月の売上台帳等の写し

個人の場合は本人確認書類の写し

※特例を利用する場合や雑所得・給与所得での申請を行なう場合は、
追加で書類が必要となります。詳しくは申請要領をご確認ください。

これで申請手続きが完了です。

持続化給付金事務局にて、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、
メールとマイページへの通知で連絡がります。

申請内容に不備等がなければ、
2週間程度で給付通知を発送
ご登録の口座に入金されます。

※「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者向け」の申請を
利用した場合は、通常の事業収入での申請に比べ、入金までに時間がかかります。

公的支援制度(補助金・助成金)活用事業

全中連では株式会社ライトアップと業務提携し、公的支援制度を活用した経営安定化の事業を行っています。これは約3,000種もの公的支援制度（補助金・助成金）の中から会員事業者の皆様が利用できる補助金等を活用し、経営上（売上低迷・資金不足・人手不足・業務IT化）の課題克服を包括的に支援するものです。

補助金や助成金は種類が多くすぎて自社に合ったものを見つけるのが困難、内容が日々更新されていて最新情報を把握しづらい、申請の手続き方法が複雑で面倒、などとお考えの皆様、ホームページには『助成金無料診断のご依頼フォーム』がありますので、お気楽にご利用下さい。

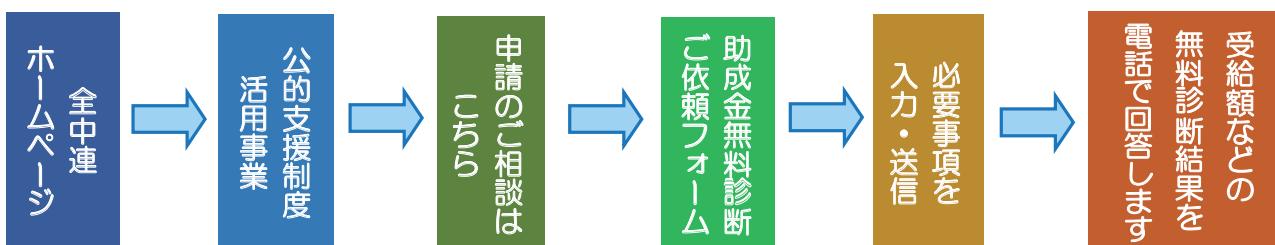
活用事業の特徴

1. 中小建設事業者が活用できる、有益な公的支援制度（補助金・助成金）をご案内します。
2. 最新の公的支援制度が利用できます。
3. 1社で何種類も申請できます。
4. 助成金は返済不要です。
5. 公的支援制度は毎年活用できます。
6. 資金を得ながら経営課題を解消されます。

利用方法について

全中連ホームページ<<https://zenchuren-group.jp/>>より公的支援制度（補助金・助成金）の無料診断が出来ます。株式会社ライトアップに所属するコンサルタントが「申請すれば受給できる制度」及び「受給可能な金額」を回答します。事業所の形態（法人事業所または個人事業所）や従業員数等の基本事項を入力すると「どのくらい受給できるか」が分かります。相談は無料ですから、お気楽にご利用下さい（診断後に申請をご依頼される場合は有料となります）。

無料診断の流れ



建設国保に加入しませんか！

◆建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方が集まり、設立された国民健康保険組合です。

○建設国保の加入資格

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。市町村国保のように所得と連動しておりません。

※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

組合のホームページで保険料計算ができます



全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

建設キャリアアップシステム 普及・活用に向けた今後の流れについて

国土交通省は、建設現場の生産性向上、建設技能者の待遇向上（経験と技能に応じた賃金支払い等の待遇改善）と将来にわたる担い手の確保・育成につなげる施策として、建設キャリアアップシステムを活用した官民施策パッケージを今年度より一層推進するとしています。

建設キャリアアップシステム活用の主な内容

①現場入場する作業員の社会保険加入確認における活用

今年の10月から作業員名簿作成等の義務化に伴い、作業員の現場入場時の社会保険加入確認において建設キャリアアップシステム活用を原則化する。

②公共工事等での活用

令和3年度以降、段階的に建設キャリアアップシステム活用工事の対象を拡大し、令和5年度から全ての工事で建設キャリアアップシステム活用を原則化する。

③建退共制度における活用

令和5年度から公共工事・民間工事にかかわらず、あらゆる工事において現行の証紙方式に替えて建設キャリアアップシステムを活用した電子申請方式へ完全移行する。

上記の他、建設キャリアアップシステム登録と安全衛生資格等資格証の携帯義務一本化も予定されています。これは、技能講習修了者情報を電磁的に保存している厚生労働大臣指定保存機関のデータベースから建設キャリアアップシステムがデータを受領することにより技能者の技能資格情報を蓄積して、その情報の真正性に繋げようとするものです。

このため国土交通省では、地方公共団体、許可行政庁、業界団体に対して業界共通の制度インフラである建設キャリアアップシステムの活用を強く要請しています。

 **建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ** 

建設技能者の技能と経験に応じた賃金支払い・待遇改善と、現場の生産性向上を図るために建設キャリアアップシステムについて、令和5年度からの建退共のCCUS完全移行及びそれと連動したあらゆる工事におけるCCUS完全実施を目指し、官民において以下の施策を講じる。

令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋

I 建退共のCCUS活用への完全移行 <ul style="list-style-type: none">建設技能者の将来の保障とコンプライアンス問題解決のため、建退共におけるCCUS活用を官民一体となって推進令和2年度は、本格実施に向けた運用通知・要領等改正、活用呼びかけ令和3年度から、CCUS活用本格実施<ul style="list-style-type: none">公共工事では確実な掛金充当確認・許可行政庁の指導等履行強化民間工事では、業界において、掛金納付・充当の徹底を促進令和5年度からは、民間工事も含め、CCUS活用へ完全移行経営事項審査での掛金充当状況の確認方法の見直し	III 国直轄での義務化モデル工事実施等、公共工事等での活用 <ul style="list-style-type: none">令和2年度は、国直轄の一般土木工事(WTO対象工事)において、<ul style="list-style-type: none">> CCUS義務化モデル工事（発注者指定・目標の達成状況に応じて工事成績評定にて加点/減点）を試行> CCUS活用推奨モデル工事（受注者希望・目標の達成状況に応じて同評定にて加点）を試行このほか、地元業界の理解を踏まえ、Aランク以外のCCUS活用推奨モデル工事の試行を検討地方公共団体発注工事において、先進事例を参考に積極的な取組を要請するとともに、入契法に基づく措置状況の公表、要請等のフォローアップ上記取組と併せ、業界は加入促進に積極的に取り組む令和3年度以降、段階的にCCUS活用工事の対象を拡大し、Iと連動して公共工事等での活用を原則化
II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化 <ul style="list-style-type: none">令和2年10月からの作業員名簿の作成等の義務化に伴い、労働者の現場入場時の社保加入確認においてもCCUS活用を原則化	更なる利便性・生産性向上 <ul style="list-style-type: none">CCUSの情報セキュリティ強化と人材引き抜き防止策○発注者によるCCUS閲覧等による事務効率化、書類削減○CCUSと連携した施工実態の把握・分析による労働生産性向上の研究○CCUSによる動意・労務管理機能強化や顔認証入退場への活用促進○令和4~5年度までにCCUS登録と安全衛生資格等の資格証の携行義務を一体化（マイナポータルとの連携）
以上の取組を推進・進化するために、国として、業界団体、地方公共団体、許可行政庁に対し、直ちに「業界共通の制度インフラ」であるCCUS活用を要請。フォローアップ体制を立上げ	

石綿障害予防規則等の一部改正 一部を除き来年4月より施行

厚生労働省は石綿障害予防規則等を改正し、令和2年7月1日に公布、同3年4月1日に施行（一部除く）します。

石綿等が使用されている建築物の老朽化による解体等の工事が増加することが予想され、一層の石綿ばく露防止対策の充実が求められていることから、労働者の石綿ばく露防止対策を強化することを目的に、所要の改正を行うものです。

主な改正には工事前の調査、届出の義務化、漏洩防止の強化、隔離作業（負圧なし）の追加、石綿含有成形品に対する措置の強化、作業記録の保存、発注者の配慮義務化等があります。また、それぞれの改正は施行の時期が異なるため、工事や設計の計画段階から施行を実施する時期を考慮して対応していく必要があります。

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1. 解体・改修工事前の調査

- ① 解体等の対象となる建築物等の全ての材料について行わなければならない。
- ② 設計図書等の文書の確認をするとともに、目視により確認しなければならない。
- ③ 石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法に基づく措置を講じていれば、分析による調査を行わなくてよいとする規定について、吹き付け材についても適用する。
- ④ 事前調査を行う者、及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設。
- ⑤ 事前調査及び分析調査結果の記録作成と写しの作業所備え付け、並びに調査終了日より3年間の保存。

※事前調査・分析調査を行う者の要件の新設は、令和5年10月から施行

※事前調査実施者

- ・建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）における事前調査実施者は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に定める一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者とする。
 - ・一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部は上記の者及び、一戸建て等石綿含有建材調査者とする。
- ※分析調査は、適切に分析調査を実施するための必要な知識及び技能を有する者として、厚生労働大臣が定める者に行わせなければならない。

2. 解体・改修工事開始前の計画届出の拡大と新設

- ① 現行では、建築物の内部、耐火建築物・準耐火建築物の吹き付けられている石綿の除去のみ計画届が必要でしたが、改正後は吹き付けられている石綿の除去・封じ込め又は囲い込み、石綿含有保温材の除去、封じ込め又は囲い込みの全ての作業に耐火建築物・準耐火建築物を問わず計画届が必要となります。
- ② 解体・改修工事にかかる事前調査結果等の届出の新設

<届出が必要な工事>

 - ・解体工事部分の床面面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
 - ・請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
 - ・請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

3. 負圧隔離を要する作業にかかる措置の強化

- ① 隔離・漏洩防止措置の強化に関し、集じん・排気装置の設置場所を変更した時、またその他集じん・排気装置に変更を加えた時は、排気口からの石綿等の粉塵漏洩の有無を点検しなければならない。
- ② 作業を中断した時は、前室が負圧に保たれていることを点検しなければならない。
- ③ 石綿に関する知識を有する者による石綿除去完了後でなければ、隔離を解いてはならない。

4. 隔離(負圧は不要)を要する作業に関わる措置

- ① けい酸カルシウム板を切断等の方法により除去する作業を行う時は、作業場所をビニールシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない。
- ② 石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具で除去する作業を行う時は、作業場所をビニールシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない。

5. その他の作業にかかる措置

- ① 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難な時を除き、切断等以外の方法により作業を実施しなければならない。

6. 作業の記録

- ① 石綿等の取扱いに従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務付けられている記録の項目として、事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録概要を加える。
- ② 作業計画に基づく作業の実施状況等の写真等による記録・保存の義務化。

7. 発注者による配慮

- ① 解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適正に行われるよう配慮しなければならない。

当会には、全国各都道府県に会員がいます。今回は、三重県を紹介します。



会員の窓

第2回 三重県 三重県建築業組合連合会

当連合会は県内中小建築事業者の経営基盤の安定、若年技能者の育成並びに現場における安全衛生、福利厚生の推進等を支援するために昭和45年に発足し現在に至っています。

若年技能者の育成に関しては技能検定の勉強会を開催し、また安全衛生に関しては木建作業主任者技能講習などを開催し、現場における無事故施工を目指した事業を行っています。また、県内の風土に根差した建築技能を持つ技能者が数多くおり、平成25年の伊勢神宮の式年遷宮においても一部の会員がご造営作業に参加しました。

三重県は温暖な気候風土に恵まれ全国的に有名な見どころが数多くあります。伊勢・志摩・鳥羽を始め、熊野古道に伊賀などの歴史文化や豊かな自然に接することができます。現在は全国的に新型コロナウィルス感染症の影響で県外への移動も難しい状況ですが、この様な状態が終息した際には一度いらして下さい。



伊勢神宮(式年遷宮)



熊野古道(道休禪門地蔵)

消費税の適格請求書保存方式 －インボイス制度について－

昨年10月から消費税率の引き上げと併せて軽減税率制度が実施されました。これに伴い令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっています。このインボイス制度は事業者間で取り交わされる請求書等に大きく関わりますので、今から準備や対応を図っておく必要があります。

消費税額の計算方法は、課税売上げに係る消費税額（売上税額）から課税仕入れ等に係る消費税額（仕入控除、仕入税額控除）を引いて計算しますが、課税事業者の方は仕入税額控除の適用を受けるには区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式。令和5年9月30日まで）。

現在は仕入控除に関し区分記載請求書等保存方式が適用され、品目ごとに税額を明記する必要がありますが、軽減税率（複数税率）の開始により品目ごとの税率が異なることに対し、仕入控除の際の課税金額を正確に記載するために導入されるのが適格請求書等保存方式（インボイス制度）です。

令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式は「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号の他、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これに類する書類が対象となります。この適格請求書（インボイス）を交付するのは税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られます。

〈適格請求書（インボイス）の記載事項〉

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとにくぶんして合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※赤字の項目が区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

軽減税率自体は直接建設事業者には関係はありませんが、注意すべき点は、この適格請求書は免税事業者は発行できず、課税事業者のみ発行できるという点です。

例えば材料の仕入れ先が免税事業者であった場合、その取引先からの請求書はインボイスに当たらず、会計処理上は仕入税額控除の対象外となってしまいます。言い換えれば自社が支払った金額の中に消費税は当然含まれているのに、その額は控除対象とはならず自社の課税対象に含まれてしまいます。逆に免税事業者の方は、受注先が全て免税事業者である場合は問題ありませんが、課税事業者が含まれている場合は注意が必要です。この様にインボイス制度が始まると、現在免税事業者であっても、将来課税事業者として登録せざるを得なくなる場合も考えられます。

〈登録申請のスケジュール〉

- ①登録申請書は令和3年10月から提出可能です。
 - ・税務署による審査を経て登録された場合、登録番号等が通知・公表されます。
- ②令和5年10月1日からの登録を受けるには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

適格請求書等保存方式に関するQ&A等は、
国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。